

厚生委員会記録

[第3日目]

1 日 時 平成31年3月20日（水曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午後 0時51分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 佐藤 則 寿

副委員長 竹 田 勝

委 員 久 保 大 憲

// 松 井 邦 人

// 木 下 章 広

// 舎 川 智 也

// 島 隆 之

// 村 石 篤

// 鋪 田 博 紀

// 有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【市民病院】

病院事業管理者	泉 良平
院長	石田 陽一
看護部長	神保 浩子
事務局長	古澤 富美男
事務局次長	高田 英俊
経営管理課長	井村 孝志
医事課長	横山 浩二
経営管理課主幹（調整担当）	長森 貴弘

【環境部】

部長	伊藤 曜一
理事（環境センター所長）	牧 修司
部次長	藤村 勝詞
参事（環境政策課長）	杉谷 要
参事（環境保全課長）	矢後 豊
環境センター次長（管理課長）	茶木 聖一
環境センター業務課長	高土 春樹
環境政策課主幹（調整担当）	小川 徹雄
環境保全課主幹	東 覚

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主事	平瀬 航
議事調査課臨時職員	佐伯 瞳

7 会議の概要

委員長 ただいまから、厚生委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（3名）について諮る

…許可〕

委員長 これより、市民病院所管分の議案の審査を行います。

議案第21号 平成31年度富山市病院事業
会計予算、

議案第45号 富山市附属機関設置条例の一部
を改正する条例制定の件、

議案第46号 富山市病院事業の設置等に関
する条例の一部を改正する条例制定の件、
以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

病院事業管理者 〔挨拶〕

経営管理課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

木下委員 今ほど御説明がありました議案説明資料の8

ページをお願いします。

富山市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定の件とあります。新たに富山まちなか病院倫理委員会を設置されるということで、委員の定数は10人以内となっているのですが、どのような方法で、どのような分野の方を選ぶお考えでしょうか。

経営管理課長 富山まちなか病院倫理委員会につきましては、富山市民病院の倫理委員会は、自然科学の学識経験者や市民の立場を代弁する者などで構成しており、今現在は定数が14名のところを10名でやっておりますので、同様の方々を選んでいきたいというふうに考えております。

木下委員 実効性のある議論をぜひしていただきたいと思います。

あと、(2)のほうなのですが、名称変更される富山市病院事業経営改善委員会なのですが、こちらは今現在どれほどの頻度で開催されているものなのでしょうか。

経営管理課長 経営改善委員会におきましては、経営改善計画が策定される前の年度は2回やっておりますけれども、基本は年に1回の開催でございます。

ます。

村石委員 議案説明資料1ページをお願いします。
病院事業費の1の(1)給与費について、経営管理課長の説明では、退職者が当初9人のところ、19人になったことで増えたということなのですが、これは何年度に退職されるということなのですか。

経営管理課長 平成31年度末をもって退職される方が今19人ということでございます。
すみません、先ほどの説明で誤解があったようなのですが、9人から19人というのは、平成30年度のもの比べて9人が19人になったということでございます。

委員長 前年度と比較してということですね。

経営管理課長 前年度です。

村石委員 前年度と比較して19人になったということは、増減のことを言っているわけではなくて、あくまで19人になったという……

委員長 総合的なものですね。

村石委員 はい。19人が退職される予定だということで、退職するこの19人分は当然公募等をされるということで考えてよろしいのでしょうか。

事務局長 定年退職者が19名という形になります。内訳は、職種はいろいろでございますが、来年度、平成31年度の特徴としては、医師の退職者が比較的多いという形になります。こちらのほうは公募という形よりは、かねてより御協力をお願いしている各大学等のほうに、かわりといったら失礼ですが、引き続き医師の派遣等についてしっかりと働きかけていくことになりまして、他の職種、例えば看護師等につきましても、定年退職者を見ながら—これは毎年でございますが、数を見ながら採用の数等も計画を立てておりますので、来年度以降もそういう形でしっかりと対応していくということになっております。

久保委員 議案説明資料8ページの条例制定の件なのですが、市病院事業に変わっていく中で、附属機関で倫理委員会を富山まちなか病院のほうにもつくられると。
基準の平準化であったりとか情報のやりとりを考えたりすると、例えば、今はこの状態で

いいと私は思うのですが、将来的に病院事業として市民病院とまちなか病院の倫理委員会を1つに取りまとめるということがいいのかなというふうに思うのですが、これについて分ければならない理由みたいなものはあるのか教えてください。

院長

倫理委員会には2つの機能がございまして、研究に関する倫理と、それから、いわゆる臨床倫理があります。研究倫理は両病院でほぼ同じ基準で検討すればいいと思いますが、臨床倫理はやはり現場の状況が違いますので、できれば当面は2つ設置したいというふうに考えております。

鋪田委員

議案説明資料7ページにも記載がありますが、富山まちなか病院の診療科目については当面維持していくということですが、整形外科については常勤のお医者さまがいらっしゃらないで、今は週3回だったかと思うのですが、来ていらっしゃるということです。中心市街地には高齢者の方も非常に多くて、ニーズとしては大きいのではないかなというふうに思いますけれども、この辺を常勤化していくというか、そういった医師の確保についてどのようにお考えなのかお伺いします。

院長

整形外科に関しましては、現在、富山逋信病院も金沢大学の整形外科から医師の派遣を受けております。

次年度からは富山市民病院への整形外科医の派遣を増員していただいて、当院の整形外科医が向こうの外来をしに行くという形に変えていきたいというふうに思っております。

それによって、こちらから転院される整形外科関係の患者さんも多いと思いますので、そこをカバーできるようにということを配慮しております。

将来的に地域の住民の方に対する外来医療などについては、十分カバーしていきたいと思っております。

一方、手術に関しましては、両病院で手術をするのは非常に非効率です。今までのことも考えますと、手術に関しては、市民病院のほうに集約したいというふうに考えております。

松井委員

第4期経営改善計画書の中でも、平成30年度は、特別利益を抜いた状態で経常損益を1,265万円というふうに掲げてやっておられたと思うのですが、これはたしか新聞記事だったか何かで、平成30年度は市民病院は赤字だったということが出ていたと思います。いろいろな努力されているのはいろいろなと

ころで聞いておりますので、実際何が要因でそういうふうになったのか所見を聞かせていただきたいのと、なぜそれを聞くかということ、この富山まちなか病院が5年ぐらいたたないと黒字にならないということを踏まえての投資をする上で、やはり本体である市民病院の経営をしっかりとしていくことが大事だというふうに思っております。そういったことも含めて見解を聞かせてください。

院長

今年度につきましては、年度途中までは順調に来ていまして、入院患者さんの数、それから入院単価についても大体想定どおりに進んできましたが、実は9月と12月に予想外に入院患者さんが減る、それから手術件数が減るという状況が起こりまして、例年入院収益のかなりの部分は冬場に入院患者さんが増えることによってこれまでカバーしてきたのですが、それが予想外に少なかったということで、予定に比べて収入のほうが減ってしまいました。

支出のほうは頑張ってはいたのですが、予定された収入が確保できなくて、赤字の見込みとなってきております。

御指摘のように、今後どうやって黒字化を安定させていくのかにつきましては、入院収益

の確保がどうしても欠かせませんので、その源泉である入院患者さんの数をいかに確保していくかということに尽きるかと思っております。

実は、新規入院患者数に関しては、かなりこれまでも伸ばしてきていまして、今年度もそこそこの実績があるのですが、少し単価の低い患者さんが多かったというところもありまして、その辺の疾病構造の変化であるとか、地域からの事情であるとか、もう一度マーケティングを見直しまして考えないといけないのかなというふうに思っております。

竹田委員

富山まちなか病院等の事業についての質問なのですが、私はこの目的はまさに時宜を得たものだと思うのです。目的には、将来的にと書いてありますけれども、この将来的に急性期病床から回復期病床へというのは大体どのくらいのレンジで考えておられるのでしょうか。

委員長

議案説明資料7ページの目的の5行目ですね。

院長

平成31年4月に取得した時点では、診療報酬上のいろいろな施設基準のこともありまして、急性期医療でいくことになります。

施設基準を整えまして、次々年度に回復期の機能に変換をしようと思っています。

同時進行で訪問看護であるとか訪問リハビリであるとか、そういう在宅医療に関して、今、病院から外へ出ていくということが求められている時代になってきていますので、それを取り入れまして、機能として持っていこうというふうに考えています。

大体2020年度以降の話だというふうにお考えいただければいいかなと思います。

竹田委員

この目的に書いてあることを実現するには、結構かじ取りとかタイミングとかが非常に微妙だなと、大事だなと。機能分化を図ることと、一方、組織的にはどうやって一体化なり、気持ちを一つにしていくかということも大事だろうと思っています。

それから、別の質問をしますと、富山逡信病院は建築してから50年有余たつのですが、建てかえ等の計画はあるのでしょうか。

院長

まず、第1のほうですけれども、市民病院と富山まちなか病院の連携につきましては、富山まちなか病院の院長職については、今後市民病院の職員の中から出したいと思っています。今その調整をしております。

お互いに意識を統一して今後やっていこうと
いうことで進めていますので、人的な交流を
盛んにしていきたいと思っていますし、患者
さんの受渡しに関して、いろいろな非常に煩
雑な手続を省いて、なおかつ患者さんの情報
を的確にやりとりできるような情報システム
などの整備も今後考えていきたいと思ってお
ります。

建てかえにつきましては、早急な建てかえが
必要だということは認知しております。ただ、
敷地の問題もありますし、地域の住民の方と
の調整もあると思います。今後精力的に建て
かえについては考えていきたいと思いますの
で、またいろいろな御指導をいただければと
思っております。

竹田委員

もう1つは、この4月から、医療情報システ
ム、基幹システムについて、市民病院とこの
富山まちなか病院とは、統合されて運用され
るのですか、まだ別でございませうか。

事務局長

電子カルテについては、かねてよりお話をさ
せていただいたとおり、市民病院のほうは、
先週、3月10日から新しいシステムが稼働
しております。

富山まちなか病院は既に富山逋信病院時代か

ら電子カルテを運用しておりますが、一応同一メーカーのカルテシステムでございますが、グレードと申しますか、市民病院のほうは当然大規模病院向けのバージョンでございますが、現在の逋信病院のほうは中程度の病院のバージョンでございます。

基本的には、同一メーカーのものでありまして、単純にそれをつないですぐ運用できるということではございません。

電子カルテシステムについては大きな投資となりますので、今すぐに同じものにするというふうには考えておりませんが、市民病院は今更新したばかりですけれども、富山逋信病院のほうはもうこれで3年ぐらいたっております。

次回の更新時期には当然その辺のことも視野に入れることになると思いますし、それまでの間は、電子カルテシステムそのものはさわりませんが、地域連携の別のそういったシステムもございまして、これを有効に活用して、情報のスムーズなやりとりが患者さんから求められることになると思いますので、そのあたりについてはしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議

案の質疑を終結いたします。

これより、議案第21号、議案第45号、議案第46号、以上3件を一括して、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第21号、議案第45号、議案第46号、以上3件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって各案件は、原案可決されました。

以上で、市民病院所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

平成31年4月病院事業局組織（案）について、

看護師の夜間看護業務手当の見直しについて、以上2件を一括して、順次、当局から報告を

求めます。

事務局次長 〔平成31年4月病院事業局組織（案）について、
看護師の夜間看護業務手当の見直しについて、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 特にないようですので、この程度にとどめます。
次に、市民病院所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

村石委員 看護部長に看護師の時間外勤務のことでお伺いします。
御存じかどうか、今お聞きしますけれども、県内では労働基準監督署が病院に入って、看護師の時間外勤務が適切に把握されていない、あるいは、適切に支払われていないという事例があったことは御存じでしょうか。

看護部長 存じ上げております。

村石委員 その中身については、1つは、職員が時間外勤務をしても適切に一恐らく市民病院も一緒だと思うのですが、自己申告ですね。自己申告ということで書いているとか、あるいは、労働基準監督署のほうはコンピューターの起動時間ですね。コンピューターをさわるときには、それぞれ職員がパスワードを使うことになっているというようなことなどが言われていますけれども、そのような内容も御存じでしょうか。

看護部長 はい、存じ上げております。

村石委員 そこで、富山市民病院の場合に、看護部長は各師長に対して、時間外勤務をした場合は、実績に応じて適切に申告するようというようなことは指導されているのでしょうか。

看護部長 時間外勤務の対策については、3年前からいろいろな病院に労働基準監督署が入っているということは、こちらでも聞いております。看護師の時間外勤務は非常に大きな問題でして、当院でも、特に病棟勤務ですけれども、決して少ないとは思っておりません。いかに業務を効率化して時間外勤務を短縮していくかということをもまず第一に考えており

ます。それでも発生してしまう超過勤務については、まずそれが業務かどうかということ、きちんと管理者が把握をするということ、そして勤務時間の終了時間に残っている業務について、もちろん時間内に調整をして、まず時間内に終わるという調整が必要だと思っています。

その終了時間に残っている看護師については、業務の内容を確認して、そしてその業務が終了するまでにどれくらいの時間を要するか、必要な時間をそのスタッフと管理者がお互いに確認をし合って、必要な時間は超過勤務として認めて申請をするようにというふうに指導をしています。

そして、ナーススケジューラというシステムをとって、基本的に管理者とスタッフが必要な時間を計上したときに、そこに時間を入れていくというシステムになっています。それを後で管理者が、その時間がちゃんと入っているかどうか、必要な時間を、勤務した超過時間を申請したかどうかというのを毎日確認できるシステムになっていますので、それをまず事務所の管理者が確認し、最終的に私が月ごとに確認しています。

村石委員

今ほどの話の中で、看護師の業務が多いと。

看護師は多様な業務をしている中で、例えば薬剤師に担ってもらおうとか、他の職種に担ってもらおうとか、いろいろな工夫をするということは当然どこの病院でもやっていると思うのですが、ただやはり、時間外勤務を自分はしているけれども、なかなか実態としてはつけられない雰囲気があるというようなことも実際、私は聞いているのです。

そういう意味では、部長や各師長と職員との間に考え方の違いがあることも考えられますので、そこら辺、お互いの考え方が違わないように努める必要があると思うのですが、どうでしょうか。

看護部長

先ほども言いましたように、どこまで時間外超過勤務、つまり仕事と考えるかということがあるかと思います。そして、おっしゃっていることは、多分、サービス残業というか、超過勤務の未払いということの問題ではないかと思っています。

もちろん業務、例えば私たちの仕事というのは、患者さんがあっての仕事なので、本当に時間ぎりぎりに病院に患者さんが入られる、手術から戻ってくるということは当然考えられることなのです。

それについて発生したものは、本来の業務と

して超過勤務を入れていくということは、これは割と管理がしやすいかと思っています。それ以外に、例えば、今まで自己研さんであるとか、病院の業務を向上させていくために必要な時間、あるいは研究時間というものをどういうふうに考えていくか。

例えば、病院でこれは看護師としての資質を向上していくためにステップアップとして必要な研さん時間だと考えれば、それは業務として認めようと。あるいは、この研究、この必須研修については業務として認める、病院が必ず出なさいよというふうに周知をするので、それに充てる時間については、業務として時間外であれば超過勤務を計上するというふうに取り決めをしています。

師長にもその区別、こういうところはこうしていきましょうということを指導して、それをスタッフにおろしているということをやっております。

村石委員

2点指摘というか、考え方を言いますけれども、1つは、本来の看護師の業務でありながら、なかなか時間外勤務がつけられない雰囲気ですね。雰囲気があるということが実態としてあるということ認識してほしいことと、2つ目には、事務局長にお尋ねしますけれど

も、今言われたような中身ですね。厚生労働省から、本来の業務に関するようなことは当然時間外勤務として認めなさいという、そういう指導が出ていると思うのですが、それはどうですか。

病院事業管理者 労働組合とも定期的に懇談をしておりますし、村石委員がおっしゃったような、そういう雰囲気があるということは、あまり適当でないかなというふうに私は思っております。それについてはきちんと時間外超過勤務を書くように、私から労働組合のほうに申し上げておりますので、その点については一さらに先ほどのスケジュールというものの精度も上げなければいけませんので、そのことについてはぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

それから、これは医療現場、医師だけでなく看護師等でもそうですけれども、資質の向上、いわゆる研さんというものについては、実は医師についてですけれども、厚生労働省のそういう方針が出てまいります。それを看護師にも対応させることによってできるだろうというふうに思っておりますので、今すぐの対応は難しいですけれども、先ほど看護部長が言いましたように、全員出席と、あるい

は全員研修と、あるいは院内委員会はいっぱいございますが、時間外の委員会については、当然、時間外勤務としてつけるように指導をしておりますし、そういうふうになっているというふうに私は理解をしております。

舎川委員 私からは、薬剤師の人材確保について聞きたいと思います。
富山市では薬剤師を採用しておられ、市民病院と保健所の2つの所属におられると思うのですけれども、今現在、市民病院では何名の薬剤師がおられるのか教えてください。

経営管理課長 現在、当院につきましては、薬剤師は正規職員が24名勤務をしております。

舎川委員 24名の正規職員ですね。
毎年の採用計画と実際の採用は、近年はどのような推移なのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

経営管理課長 採用計画に対しての実際の状況でございますが、近年で申し上げますと、平成29年度につきましては1名募集をしております、それに対して7名受験の申込みがあったところでございます。最終的には合格者を1名出し

ておりますが、種々の事情によりまして、採用はゼロという結果になっています。

また、その前年度、平成28年度につきましては5名の予定をしておりました。5名の予定につきまして、5名申込みがあり、4名最終合格者を出しておりますが、最終的には3名の採用となっています。

舎川委員

毎年、入ってくる人もおられれば、当然、退職者もいらっしゃいますよね。その中で、皆さん、きょう来ておられるのは管理職の方ばかりだと思うのですけれども、現場から何か、人材不足感といった、いろいろな声は上がってきているものでしょうか。

事務局長

今、経営管理課長からお答えさせていただいたのは、保健所の分も含めてということです。毎年、今申しましたように、採用の人数は変わっています。

先ほど、来年度の退職者のところでも少しお話ししましたが、薬剤師に限らず、各職種等につきましては、現場の責任者から随時ヒアリング等を行いまして、その都度必要な人員を確認した上で、こちらのほうとして採用計画を立てて募集をさせていただくという手続を小まめにやらせていただいているところで

ございます。

舎川委員 薬剤師の役割と云ったら変ですけれども、以前であれば薬局に張りついてドクターから言われる薬剤をしっかりと提供していくというような形だったかなと思うのですが、今現在は病棟に張りついたりして、チーム医療の一員としておやりになっておられるわけでありませう。

そういった中で、診療報酬にも当然寄与しておられると思いますし、多分一定程度不足感もあるのかなというふうに私は感じておりますけれども、今、市民病院で薬剤師として勤務するに当たり、特別な手当みたいなものはあつたりするのですか。

経営管理課長 薬剤師につきましては、特殊勤務手当としまして、医療業務手当があります。薬剤師が薬剤師として業務に従事した場合には、1回当たり200円という手当がございます。それ以外に、他の職種と同様に超過勤務手当とか夜間手当は支給をされているところでございます。

舎川委員 私も他の自治体のものを調べているわけでもないのですが、当然、人材確保となれば、民

間と比べるわけにはいかないのですけれども、やはり民間の処遇というところも非常に気になるところであります。

薬剤師の人材確保は非常に厳しくなっておりますけれども、公立病院である以上、やはり質の確保、質のいい医療体制というのは構築していかななくてはならないと思っておりますので、今後薬剤師の人材確保について、何かそういった策はあるのか、お聞かせいただければと思います。

委員長 薬剤師に限ってということでしょうか。

舎川委員 薬剤師に限ってでお願いします。

病院事業管理者 今のお話は、薬剤師を病棟につける病棟薬剤師管理、これは加算をとれる要件がありますが、それを十分に満たしておりますので、そういった意味での薬剤師の過不足はないというふうに私は思っております。

先ほどこちょっと事務局長も申し上げましたけれども、毎年現場からヒアリングをさせていただいて、その中でこちらの思い、現場の意見、それからもちろんさまざまな職種の方々からもお話を聞いております。

今お話のあったように、特殊勤務手当等々に

については、総務省等の指導もあってかなり厳しくなっているという事情がありますので、特に公立病院の場合は大変厳しいです。勝手にこの手当をつけるということはなかなか難しいです。

一方、そういう薬剤師の資質を向上させるためには研修が必要になりますので、例えば、がん化学療法であったり、さまざまな研修については病院がしっかりとそれをカバーしてその研修に行っていただくと。

そういった意味で、本来の薬剤師としての職業意識に目覚めた者については、しっかりと病院として応援していくと。そういうことでモチベーションを下げないようにということは思っているつもりでございます。

ただし、おっしゃったように、非常に業務が増えてきていますので、それについて現在やっていますことは、薬局から病棟への薬剤の運搬です。これについては、業者を入れて、SPDというシステムをつくって、できるだけ薬剤師の、いわゆる薬剤師以外の業務、一般業務は減らすという方向でやっておりますので、委員のおっしゃったような方向で薬剤師の資質が落ちないように努めてまいりたいと思っておりますが、手当についてはなかなか難しいことがありますので、それは、これからま

たそういう形でできればいいのですが、総務省等の指導等もございますので、ぜひ御理解いただければありがたいと思います。

舎川委員 人材確保は大変難しいところで、最終的には民間との協調体制とかも、いずれ、将来的には考えていかなければならないのかなと思いますけれども、また配慮をよろしくお願いします。

松井委員 これはちょっと議案に絡む話だったのかもしれないですけれども、手術部門の増改築、機械設備工事の入札は、1月、2月が参加者ゼロで2回流れているというのを聞いているのですが、4月2日に今度また3回目の入札をされるというふうになっていると思うのですけれども、1月、2月に流れたということで、今せっかく手術室を改善してよりよくしていくというふうに計画を立ててやっておられると思うのですが、それが遅れないかということがちょっと心配だったので、それについて、これは事務局長になるのかなと思いますが、状況を教えてください。

事務局長 御指摘のように、手術室の増改築につきましては、建築主体と電気と設備等で3つに分け

て入札を行いました。

このうち設備関係、いわゆる管関係につきましては、御指摘のとおり、1回目がうまくいきませんで、若干条件を変えまして2回目を行いました。これも応札がなく、現在3回目の公告を出しているところでございます。これにつきましては、もちろんまだ入札前でございますので、結果については……。

ただ、今回も少し条件を変えさせていただいておりますので、応札があるものと期待をしています。

全体のスケジュールにつきましては、既に契約が決定しています建築や電気関係のほうとも若干お話をしております。

影響が皆無ではございませんが、例えば工期を延ばすかどうかにつきましては、現在建築関係の業務、仕事自体が、東京オリンピック等の関係もございまして、全体に非常に逼迫していると。工期を延ばすと、逆に、今回の工期の後の作業をもう既に入れておられる業者さんもたくさんおられまして、今のところ工期については全体で遅れているのですが、現状、他の工手のほうからの聞き取りでは、工期についてはむしろ変更したくないという形になっています。

もちろん、今言いました3回目の、そもそも

がどうなるかという結果次第でもございますし、今のところ、確定的に工期が延びる、延びないということを申し上げる状況ではございませんが、何とか予定どおりおさまるように調整をしてまいりたいというふうに考えておりますし、今現在で明らかに工期が延びるというような状況ではないというふうに判断をしております。

久保委員

病院事業管理者にお答えいただきたいなと思っているのですが、今、私は厚生委員を2年間させていただきまして、皆さんの御努力というものを大変高く評価をしております。

その中で、多くの市民が、市民病院に緊急搬送された場合、応招義務がありますから、皆さん、性別や年齢、その人の肩書きに関係なく医療行為をされるということになると思います。

命を守るために、手術であったり、一定期間入院をされた場合には大変高額な医療費がかかるようになるわけなのですが、例えば、その治療が終わった後も後遺症が残って就業が困難になったりとか、それによってその後生活保護を受けられたりするようなケースというのは当然出てきておりまして、事前の調査では毎年1,000万円ぐらいの債権放棄を

されているというふうに聞いています。その中には、やはりやむを得ない事情で、債権の取立てがどうしても困難になるということはある、ケースとして多くあるのだろうなというふうに思っております。

ただ、毎年1,000万円程度の債権放棄というものが病院事業に対して少なからず影響を与えているのではないかとというふうなことを考えておまして、自民党会派としては、自民党県連を通して、県のほうに、全県的な実態調査と、それを踏まえた上で今後どうあるべきかという検討を進めてほしいというふうな要望を上げております。

今後、公立及び公的病院の債権放棄について、その負担のあり方とかも検討していくべきではないかというふうに思っているのですが、病院事業管理者として、実態を踏まえて、何か率直な御意見がもしあれば、それもまた参考にしたいと思っておりますので、お伺いしたいと思っております。

病院事業管理者

なかなか答えにくい御質問ではございます。お話のように、そういうさまざまな医療を受けられることによって健康状態が変化して就業できないとかさまざまな問題がありましたので、生活保護であるとかそういう支援が必

要な方は当然出てまいります。

これは、幸い富山市の病院でありますので、富山市と密接に協議をして、そういう方に対する協力をしていくことになる。結果的にそれが債権放棄になる可能性は当然ございます。一方では、前もお話ししたことがあるかもしれませんが、救急の応招義務があって、例えば民間病院であれば、その場でデポジットとして1万円とか2万円とかをいただいて診療することになりますけれども、公立病院ではそれはできませんので、非常に悪質な例では、姓名さえ、住所さえも偽って受診すると。その場合でも、やはり保険証の確認がなくても診療せざるを得ないことがありますので、そういうことについては、何かしかの方策が必要ではないかなというふうに思っております。

それがどういうふうに行えるのか。今、久保委員がおっしゃったように、御党でそういう対応をしていらっしゃるということは大変ありがたいと思いますけれども、実際に、この方はそうであるということ、特に輪番の場合は非常に多忙で、毎日20人以上入院するような状況の中で、現場が多忙な状況ですので、なかなか対応できないのです。

支払いに自動精算機等を導入してありますけれ

ども、難しいので、そのことについて何かまた逆に皆さんのほうからお知恵をいただければ大変ありがたいなというふうに思います。あと、方策とすれば、これは以前から検討しているところではありますけれども、医事、いわゆる計算ですね。医事関係のそういうシステムをするものをしっかり置いておくことを考えておりますけれども、これも非常に多忙で、一回救急センターへ来ていただければわかりますが、一遍に4人も5人も毎日救急車が続けて入ってくるような形がありますので、なかなか難しいです。

これは市民病院だけではなくて、日本中、全県、富山市内、全ての救急病院がそういうことについての問題を抱えていらっしゃると思いますので、できればそういうことについて何がしかの援助をいただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

あまり答えになりませんが、現状では本当に厳しい状態にあります。例えば、私は糖尿病なので、実はもう血糖が上がってだめなのにインシュリンの薬を忘れてきたとおっしゃったら、これは出さざるを得ない。後で調べてみたら、請求書を送ったら、請求書が返ってくるということも、実は全くないわけではございません。

では、それをどういうふうにすればいいのか。
応招義務ということは、先ほどおっしゃって
いただきましたので、また皆さんのほうから
お知恵をいただける、あるいは援助について、
またそういうような御支援をいただければ、
大変ありがたいと思います。
答えになっておりませんが、申しわけござい
ません。

委員長 この程度にとどめたいと思いますが、よろし
いでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長 以上で、市民病院所管分を終了いたします。
市民病院の皆さんは、退室願います。
説明員を交代いたしますので、しばらくお待ち
ください。

〔市民病院退室／環境部入室〕

委員長 これより、環境部所管分の議案の審査を行いま
す。
議案第1号 平成31年度富山市一般会計予
算、第1条歳入歳出予算、歳出第4款衛生費
中、環境部所管分、

議案第43号 富山市カラス被害防止条例制定の件、

議案第44号 富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、

以上3件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

環境部長 〔挨拶〕

環境部次長 〔議案第1号中
環境部所管分の概要について、
議案説明資料により説明〕

環境政策課長 〔議案第1号中
チームとやまし推進事業費について、
太陽光発電システム及び省エネ設備等導入補助事業費について、
水素ステーション整備等補助事業費について、
木質バイオマス自立的普及促進事業費について、
海洋ごみ対策推進事業費について、
環境未来都市推進事業費について、
えごま6次産業化推進事業費について、
SDGs推進事業費について、
国際展開支援事業（JICA関係）について、

国際展開支援事業（環境省 J C M 関係）について、
国際展開支援事業（その他）について、
産業廃棄物処理対策推進費について、
議案説明資料により説明]

環境保全課長 〔議案第 1 号中
富山市斎場再整備事業費について、
カラス対策事業費について、
議案説明資料により説明]

環境センター次長 〔議案第 1 号中
(管理課長) 資源物ステーション運営事業費について、
廃棄物分別回収推進事業費について、
つばき園費について、
議案説明資料により説明]

環境センター業務課長 〔議案第 1 号中
ごみ集積場環境整備事業費について、
議案説明資料により説明]

環境保全課長 〔議案第 4 3 号について、
議案説明資料により説明]

環境センター次長 〔議案第 4 4 号について、
(管理課長) 議案概要書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
議案説明資料はごらんのとおりページ数が大変多いので、とりあえず議案説明資料13ページまで、環境政策課所管分に限って、質疑を受け付けたいと思います。

木下委員 議案説明資料2ページをお願いします。
チームとやまし推進事業費ということで、事業内容の(1)COOL CHOICE普及啓発事業費に832万8,000円と上げられているのですが、この中で、「関連イベント等を実施し」とあるのですが、その関連イベント等の実施の具体的なイメージをまず教えてください。
あと、年間どのくらいの回数を行っていくのかというところをお聞かせください。

環境政策課長 COOL CHOICE普及啓発事業につきましては、年度初めにプロポーザルを行って事業者を決定して内容を詰めていくものでございますが、ある程度想定している事業につきましては、富山駅の南北自由通路におきまして、今年度も開催しておりましたクールシェア及びウォームシェア、そういったイベントの開催。そのほか、関連するワークショップなどなのですけれども、主に啓発用の

ブースの展示、今年度行いました1つの例で言えば、住宅展示場でそういったイベントがあった際にペレットストーブの展示ですとか、COOL CHOICEの啓発のブースを設けたと、そういったものを行う予定としております。

木下委員 わかりました。しっかりとまた実施してください。

あと、(3)なのですが、チームとやましホームページ改修費等で146万余円とありますけれども、どのように改修されるのかお聞かせください。

環境政策課長 中心となるのはチームとやましへの登録の関係でございます、例えば仮登録後の本登録が完了していない会員に対しまして催促のメールを送信できるような改修を行うですとか、スマートフォン対応にする、あとは運用面における安全管理の強化、こういったものが主なものでございます。

木下委員 続けてなのですけれども、議案説明資料3ページに移ります。

こちらは下に参考として補助実績が載っているのですけれども、1番目の住宅用太陽光発

電システムが平成26年度から数字があがっているのですが、平成29年度は247件、平成30年度は1月末現在で100件と。だんだん補助実績が下がってきているように見えるのですけれども、原因といたしますか、どのように分析されていますか。

環境政策課長 こちらの太陽光発電システムにつきましては、平成29年4月のFIT法の改正によりまして、認定基準がちょっと変更されました。そのことによりまして、電力会社への系統連系といったものが遅れておりまして、その影響で申請も遅れているというようなことを聞いております。

どちらかというところ、そういったFITの関係もございまして、全体的な件数も少なくなってきたのではないかなというふうに考えております。

木下委員 ありがとうございます。

あと、8番目の地中熱利用システムなのですが、これが平成26年度から平成30年度現在に至るまでゼロとなっているのですけれども、導入費用が高いのか、何か進まない原因というのはあるのですか。

環境政策課長 こちらにつきましては、委員がおっしゃるとおり、導入費用が非常に高く、設置するのに300万円ほどかかるというふうに言われております。

一応こちらにつきましては、地中と外気との温度差を利用する空調設備で非常に優秀なものなのですが、やはりなかなか普及していないというのが現状だということでございます。

島委員 すみません、今の関連でいいですか。

今のところで、木下委員も言われましたが、年度が進むたびにどんどん補助実績が下がってきている中、この2,157万円余りの予算額を想定された根拠を教えてください。

環境政策課長 予算でいきますと、太陽光発電システムにつきましては、今年度2,000万円の予算で執行しておりましたが、実績が少ないということで、来年度につきましては、150件減とした1,250万円として予算を要求しております。

逆に、省エネ設備のほうは、今年度620万円だったものが、エネファームですとか、蓄電池のほうが非常に伸びていっているということで、そちらを加算いたしまして、来年度

は900万円の予算で要求しているものでございます。

木下委員

議案説明資料5ページの木質バイオマスの話なのですが、事業内容として「平成30年度に実施した木質バイオマス資源の利用可能量等調査及び事業化計画の検討結果を踏まえ」とあるのですけれども、この調査や検討結果の要点だけでもいいので、どのように踏まえておられるのでしょうか。

環境政策課長

この検討結果を踏まえまして、可能性が高い地域といたしまして、大山地域と山田地域を選定いたしました。

そこを選んだ理由でございますけれども、大山地域につきましては、木質ペレットを製造・販売するペレット工場があるということ、それから、大山地域内の森林整備区域から近距離にあるということで、運搬料の経費を非常に抑えることができるということ、上滝中学校においては、耐震化工事に合わせてペレットボイラーの導入が決定しているということ、また、富山国際大学におきましても、木質チップボイラーを導入されることが検討されているということで、大山地域とさせていただいております。

また、山田地域におきましては、そういったペレットですとかチップ工場はございませんが、森林資源が豊富であるということと、周辺環境がよいということ、さらには、過疎・辺地地域での地域振興対策として木質バイオマスを活用した熱電供給事業の検討などが、そういったモデル実施に当たって非常に適した地域であるということで、来年度さらなる調査を行うものでございます。

村石委員

議案説明資料8ページです。

(2) えごま6次産業化推進事業費ということで、事業内容はこれで非常によろしいかと思うのですが、心配なのは、今年度塩地区のほうであまりエゴマがとれなかったということで、こういうことをやっていく中で、需要は増えても供給が追いつかないということは考えられないのでしょうか。

環境部長

昨年の夏ですか、猛暑によるエゴマの不作という観点からの御質問で、供給は大丈夫かと。塩地区のエゴマ栽培につきましては、一応、農林水産部の所管だということは重々御承知のことと存じておりますが、農林水産部からお聞きしているところによりますと、去年の夏は大変な猛暑で、あと地力がなかなかまだ

回復していないというか、これから少し手を入れなければいけないというようなことなどもありまして、エゴマの栽培については予定よりも少なかったというようなことを聞いております。

農林水産部におかれましては、気候はどのようなものでもございませぬけれども、平成31年度の予算でも、地力の回復ですとか、そこら辺で事業者と連携しながら栽培に力を入れるということも聞いておりますので、供給側につきましては、少しずつそういったところで改善が見られていくのかなと、おてんとうさま頼みのところがございませぬけれども、そういったところかなというふうに思っております。

村石委員

この事業が始まる段階で需要と供給の関係はどのようなのですかということを知りたかったのですけれども、これは4月1日から事業が始まるわけですね。

環境政策課長

普及・展開の戦略につきましては、実際コマーシャル、テレビCMを行うわけなのですけれども、秋の放送を想定しております。秋に収穫が行われて、その後放映するというのを想定しております。

久保委員

議案説明資料5ページの木質バイオマス自立的普及促進事業費の中で、事業内容の中に、

(3) 木質バイオマス需要施設における導入設備の検討とありますが、今、木質バイオマスを使ったボイラー等はまだまだ値段も高いという話も聞いておりますし、一方でなかなかペレットストーブも、家庭用のところの普及も一服しているというような状態だというふうに聞いています。

私の地元で、自治公民館の建てかえであったりとか、そういったものが今増えてきておりまして、今後全市的にもそういったケースは増えてくるのではないかなと思っています。例えば、そういった自治公民館であったりとか、もしくは他の部署が所管しているような公共施設についても、どの程度まで範囲を広げてこの導入検討をするというふうに考えておられるのか、お聞かせいただけますか。

環境政策課長

一応、公共施設を対象としたものを中心として検討するというところでございますけれども、委員から自治公民館という御提案がございましたので、それに対しても検討していきたいと思えます。

環境部長

ちょっと補足させていただきますけれども、

ボイラーを入れている施設が市の公共施設でたくさんございますけれども、例えばそろそろボイラーの更新時期だよとか、まだ少し先なのだけれども前倒しでするとかというようなことで、自治公民館はちょっと別ですけれども、公共施設には一回調査をかけました。しかしながら、委員が冒頭におっしゃったようになかなか、価格の問題ですとか、結構手間というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、始末みたいなことにもかなりの労力がかかるみたいなこともお聞きしております。調査の結果、先ほど環境政策課長のほうからも申し上げましたが、上滝中学校が導入するということでございまして、あとの施設についてはいろいろな理由によりまして、なかなか導入というわけには至らなかったわけです。これからもボイラーの更新というものはついて回る仕事だと思っておりますので、これは部局を横断するような形で、その都度ペレットボイラーの導入について、働きかけるとするのはちょっとどうかと思いますけれども、調査をしてそういったものの需要があるかということについては把握しながらやっていきたいなと、このように思っております。

松井委員

これはちょっと要望になるかもしれないのですが、すけれども、国際展開事業について、今まで富山市が国際展開支援事業という形でいろいろなことに取り組まれてきたと思っています。ただ、実際、私たち議員の立場ではそれを新聞記事でしか知ることができないというのが現状です。

本来であれば、自費で現地を見に行き、実際に富山市として事業をしているものに対して、本当にどういうふうに行っているのかというのを私たちの目で確認しなければいけないのですが、なかなか物理的にも難しく、できていないのが現状だと思います。

来年度もこれだけたくさんの事業を富山市として取り組まれるということであれば、なおのこと、過去のものも含めて、できれば議員全員に対して富山市としてこういう形の取り組みをしているということを報告会なり、説明会みたいなものを開いていただけないかなと思いますので、見解を聞かせてください。

環境部長

定例会ごとに予算をお願いするときには、今回もこういった資料をおつけしているわけですが、もう少し具体的なことをという御要請だろうなと思っています。全くやぶさかではございません。

こういった形で開催するかということにつきましては、また議会事務局とも相談してですが、私どももこれだけ多岐にわたっておりますと、頭の中で整理するのも実は大変でございます、一覧表をつくってもらって、その都度確認しながら仕事を進めているというところでございます。

委員は重々御承知ですが、誤解のないように、一応念のために確認でございますが、富山市がこういった事業を現地でしているわけではないということは御案内のとおりなのですが、そういったことを含めて、市内企業のビジネスチャンスの創出ですとか、雇用の創出、こういったことに富山市としてお手伝いをしているということがこの事業の根幹でございます。とは申せ、まず事業の内容も当然議員各位には知っていただきたいということもでございますので、肩肘張らずにといいますか、少しかみ砕いたような形で御説明する機会を設けさせていただくことについては十分考えさせていただきたいと思っております。

島委員

今の国際展開事業費全体を通してなのですが、今部長がおっしゃったとおり、環境部の仕事は何でこれまでというほど多岐にわたっていて、大変頭が下がります。

それぞれの事業の予算には特定財源が大きく占めているものがたくさんあって、それはそうなのだろうと思うのですが、議案説明資料の後半に参りますと、特定財源を上回って一般財源のほうが大きくなり、最後のマレーシア・イスカンダル地域に至っては、特定財源はなく一般財源だけで取り扱っているというようなものになっているので、この辺の予算のバランスの取り方等で何か指針のようなものがあれば教えてください。

環境政策課長 国際展開事業は、今、市内企業が主体となっ
て行っておりますけれども、一般財源だけを使
っているというものにつきましては、現地
との協力協定によって調査を行っているわ
けでございます。これにつきましても、JICA
の資金ですとか、環境省のJCMの資金、
そういったものの採択に向けて実施して
おります。

そういった外部の資金を活用しながら市内
企業が事業の展開を行っていくというふう
な方向で進めていっているということで
ございます。

鋪田委員 関連してですけれども、例えば、議案説明資
料11ページに、二国間クレジット制度のこ

とが記載されておりますし、恐らくこの後、報告事項の中でも触れられると思うのですけれども、誤解が生じやすいのは、要は直接こういった資金を使って市が各国で事業をしているというふうに捉えやすいのですけれども、目的の1つとしてはやっぱり先ほど答弁があった、支援国での二酸化炭素が減った分をざっと富山市分としてカウントしてそれで国のカウントということになっていくということをしつかりまた伝えていく必要がありますし、そういった効果についても、また議案の中でやっぱり少し触れていかれたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、その点について所見をお伺いします。

環境部長

国際展開の支援事業につきましては、市の発信の仕方も、現地のお困りの事業について富山市がお手伝いをするということですか、先ほども申し上げましたが、市内企業のビジネスチャンスの創出みたいなことは今まで何となく前面にアナウンスしてきたかなということをおもっております。

今、委員から御案内がございましたが、実を言うと、例えば現地でいろいろな事業をやることによって現地の二酸化炭素の排出量が減るということは一JCMの案件もそうすけ

れども一これは富山市のカウントになるということを実は多くの皆さんがなかなかお知りにならないことだろうなと思っております。後ほど、また報告事項の環境モデル都市行動計画の中でも少し触れますけれども、今いい御指摘をいただいたと思っております、特にこのJCMの案件につきましては、数字としてこれだけの予算が立つと排出量何%の削減効果みたいなものが出ておりますので、これから資料のつくりといたしまして、そういったものを目に見える形であらわしていきたいなというふうに思っております。

島委員

別件で、議案説明資料6ページの海洋ごみ対策推進事業費についてお伺いします。

これはもう、私、大変待ち望んでいた事業で、この後の展開を楽しみにしております。

先ほども申しましたが、環境部として、これはやっぱり部局横断型の大きな事業になると思います。将来展望として、市民生活部や商工労働部、農林水産部とのかかわりが欠かせない、そういう事業になってくると思います。現時点でその辺の関連があるのではないかなと想定していることがありましたら教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

環境部長

この海洋ごみ対策は、特に島委員に対しては釈迦に説法みたいな話になりますけれども、あくまで海岸のごみを拾うというのは海岸管理者の責務でございます、これは県のお仕事だろうと思っております。

今回御提案している予算の内容は記載のとおりでございますけれども、海に行く前に抑制しましょう、とめましょうということについての調査・研究をまずしましょうという案件でございます。

当然、川だったり、運河だったり、用水だったりというところが調査対象にこれからなっていくのだろうなと思っておりますので、建設部でございますとか、市民への啓発みたいなところにつきましては市民生活部、それから土地改良区ですとか、そういった皆様にもいろいろ御協力をいただかなければならない場面があるかと思っております。農林水産部でございますかね。

この計画の熟度が進むにつれまして、その対象の皆さんといろいろ御協議をさせていただくということは当然のことだろうと思っております。

委員長

環境政策課所管分については、この程度でよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

委員長 それでは、これ以外のところについて質疑を続けます。

村石委員 議案説明資料20ページの富山市カラス被害防止条例制定の件で質問させてください。私は議員を10年ほどやっているのですが、違反した者に罰金を科すというような条例は今回が初めてなので、そもそも論から、どういう法律の根拠でこういう条例がつけられるのでしょうか。

環境保全課長 条例をつくるための根拠になる法というのは、この条例に当たってはありません。市が市民の中で発生する被害を防止するというのが目的でございますので、何かの法律根拠によってこの条例を定めるというようなことではないと思います。

村石委員 地方自治法の関係で聞いているので、そこをちょっと教えてください。

環境保全課長 地方自治法の中の条項のどこそこというようなところまでは現在ちょっと記憶はございませんけれども、今ほど私が御説明したよう

に、市の施策を進めるに当たって他の法令、上位法に違反しないとかといった範囲の中で条例を定めることができますので、そこが根拠になっていると思います。

村石委員 地方自治法に基づいて、この条例が、罰則規定がつくられていると思うのですが、3の（1）と（2）のところで、確認なのですが、けれども、まず禁止事項は、まとめて言うと、カラスに餌を与え、生活環境に係る被害が生じ、かつ、周辺住民の間で当該被害が共通の認識になっている状態を禁止事項としているということで、全て当てはまらないと禁止事項にならないと解釈してよろしいのでしょうか。

環境保全課長 おっしゃるとおりでございます。

村石委員 そうすると、（2）の措置については、この3つの要件が満たされた場合に禁止行為となっていて、①では勧告、②では命令、③では氏名の公表となっているわけですがけれども、現在の段階でこのような禁止行為が行われている、市民がそういうことをしているような場所については、幾つか想定されているのでしょうか。

環境保全課長 今までにカラスの餌やりで、こういうところでこんなことが起きているぞと、それでこういったことに困っているぞというようなことを受けております。城址公園内で餌やりをしていて、そこにカラスが集まってふん害とか、そういった事実がありますので……

村石委員 場所だけでいいです。

環境保全課長 そうですか。
申し上げたようなところを把握しております。

村石委員 部長は何かの答弁で、神通川の河川敷でもそういうものが見られるのではないかという答弁があったような気がするのですけれども、どうですか。

環境部長 答弁で申し上げたかどうかは別にして、私は実際この目で、その松川で餌をやっている姿を見ました。

あと、職員からの報告を受けている限りにおいては、城址公園内でそういった行為も見られたということを情報としてつかんでおります。

先ほどからの村石委員のいろいろな御懸念の質問なのですが、違反ですとか罰金ですとか

に、非常にナイーブに反応しておられるなというふうに思うわけですが、書いてあるからと、一遍に君は罰金だとか違反だとかということには当然ならないわけでごさいますて、当然まずは言って、いやいや、こういうことは今条例でも禁止されているのでと、お願いといえますか、告知といえますか、当然そういうことになるわけでごさいますて、すぐその場で現行犯でみたいなことには当然ならないということなので、先ほどの議案の説明でもございましたが、カラスの被害を防止するための捕獲業務を3年間の債務負担行為をいただいでやっておりますけれども、この条例もそれを補強する1つの装置、さらに抑止ということですね。こういったことをされる方の抑止ということが条例の制定の非常に大きな目的だと思っております。これが捕獲にも効果をするとということを私らは狙って使っております。御懸念については、もちろん、例えば何回言ってもやめないですとか、悪質なものについては、そのためにこの条例の条文があるわけでごさいますので、適用を、どういった線引きをするかは、またそれは非常に慎重に取り扱わなければならないと思っておりますけれども、今までなかった条例がこういった形であるということについて

は、今まで餌やりを何の気なしにやっておられた方々が、これはやっぱりだめなことなのだなというふうに思っていたことが1つの効果だろうと思っておりますので、そういったふうに御理解をいただければというふうに思っております。

村石委員

部長が言われるように、カラスが増える要素としては、餌が豊富にあると当然繁殖能力もあって、餌やりというか、餌を少なくするというのは、本当にそのとおりだと思います。

それで、気軽に餌をやっている人に勧告というか、注意をするとか、そういう根拠になるのですけれども、ただ条例ではっきり書いてあるものですから、運用については慎重にしてほしいということがあります。

それと、(3)の命令に違反した者は5万円以下の罰金ということになっていて、これはほかの市も調べてみたら、5万円とか10万円とかというところもありましたけれども、この5万円ということに決めた根拠とか、考え方はどういうことなのでしょうか。

環境保全課長

今委員がおっしゃいましたとおり、他市の罰則の金額、それから、富山市が持っておりますほかの条例で記載している罰則の金額など

を参考にして5万円という設定をしております。

村石委員

先ほども部長も言われたように、恐らくこの条例では警察が関与するということはまずないとは思いますが、ただこの条例の条文だけでは趣旨とか解釈が見る人によって非常に違うということで、何を言いたいのかというと、宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例（案）の解説というのがあります。それは趣旨と解釈、こういう趣旨で条例をつくりましたよと、この条例はこういう解釈ですよというようなことがあるので、今後富山市としても解説をつくったほうがいいと思うのですが、部長はどう思われますか。

環境部長

新規の条例制定でございますので、条例の一部改正とは違うということはよく承知をしております。今、委員の御指摘のあったようなことがどのような形でできるかを含めて、少し部内で勉強させていただきたいと思っております。

松井委員

今のこのカラス条例のことなのですが、実際、富山市と同じ条件で条例制定、カラス対策を含めて、その上でカラス条例を制定している

大阪府箕面市へ視察に行ってきたして、そのときに、職員の方々に話を聞いたときに一番言われたのが、その条例をつくることによって抑止力はすごくあると。ただ、そこももちろん罰則規定があるのですが、一度もそれを適用したことがないと。

どうしてですかと確認したところ、やはり職員の方たちがどういうふうにすればいいのかちゅうちょする部分があるということをしていました。職員の人たちの精神的な負担感がありますので、そういったことに関して、どういったものにしていけばいいのかというのを一警察との話合いだと思うのですが一担当職員の方たちにも、やはり知識をしっかり持ってもらった上での施行をしていただきたいと思っておりますので、そういったところの配慮をお願いしたいという要望です。

久保委員

関連してですけれども、私も一緒に箕面市へ行ってきました。実際、職員の方が注意をされるときに、条例があるということを市民の方に説明することで、いろいろな、ほかの説明をしなくても、すんなりと受け入れていただけたというようなこともあって、この条例自体は、罰則規定も含めて、私は肯定的に考えています。

その中で罰則を入れたというのは、市としての明確なメッセージだというふうに考えていまして、運用については、村石委員が言われたとおり、丁寧に慎重にやっていただければと思います。

その中で、当然ながらその被害防止条例を制定する以上、市民の方に一定の責務を負っていただくわけですから、カラス被害の防止のために、最近で言いますと、ごみステーションであったりとか、そういったところの要望も増えてきていると思います。

市としては、やはりこの条例を制定するに当たって、その他の施策の充実というものも御検討いただかないと、市民への理解は進んでいかないのではないかと思います。その点について部長の御所見を伺います。

環境部長

まさにこの条例と、今3年間やっております中心市街地のカラスの捕獲業務を相互補完的に連携をとりながらやっていくということがそれぞれの効果を高めるということは御案内のとおりでございます。

平成29年6月に議決いただいた補正予算の中の新たな取組みとしても、先ほど環境センター業務課長からも話がありましたけれども、簡易式のごみの収集所の補助を新たに制定し

たなど、本当にそれがカラス対策なのかと思うようなことが結構カラス対策だったりして、この平成31年度で3年間の一応の期間が終了するわけでございますが、3年やってみて、それで結果が上がったから、ではそれでカラスの捕獲をやめるのかといいますと、それは今度、平成32年度の予算の話ですので、ここでつまびらかにはなかなかできませんが、私の思いとしては、市長にぜひこれは継続、さらに増強するような形で、今おっしゃったいろいろな新しい知見も出ているようですので、今までもやっていないわけではなくて、本会議でも答弁しましたが、やるのですけれども、なれると効果がなくなるみたいなことありまして、日進月歩の技術だろうと思っております。平成32年度の予算の中でどういったものが反映できるか、精いっぱい財政当局にもかけ合って、いろいろなものやってみたいなという気持ちは持っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

これをもって、議案の質疑を終結いたします。これより、議案第1号中環境部所管分、議案第43号、議案第44号、以上3件を一括し

て、討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第1号中環境部所管分、議案第43号、議案第44号、以上3件を一括して、採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決されました。

以上で、環境部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、

富山市環境モデル都市第3次行動計画の策定について、

第3期富山市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の改定について、

以上2件を一括して、順次、当局から報告を求めます。

環境政策課長 〔富山市環境モデル都市第3次行動計画の策定について、第3期富山市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）の改定について、委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

木下委員 委員会資料1ページです。富山市環境モデル都市第3次行動計画なのですが、ポイント①で、政府の目標を踏まえたと思うのですが、富山市のほうでも野心的な目標を設定された。第3次行動計画においては、2050年の目標を2005年比80%と高く設定されたということなのですが、現時点において、具体的にこの80%を達成するための見通しとといいますか、方策はどのように考えておられるのでしょうか。

環境政策課長 2050年度の削減量の推計といたしまして、部門別に推計してございますが、まず業務その他部門におきましては、企業が太陽光パネルやEV、FCV、燃料電池やコージェネ等の温室効果ガス削減をする設備を導入して、2050年までには全ての建築物でZEB化一

ゼロ・エネルギー・ビルディングが達成されていることを想定いたしまして推計しております。

また、家庭部門におきましては、全世帯の90%が太陽光発電設備を導入するものとして想定しているものでございます。

そのほか、運輸部門におきましては、持続可能な公共交通のネットワーク構築による削減ということをごさいますして、電気自動車の新車販売の割合も50%程度になるものと想定したもので推計したものでございます。

これにより80%の削減を達成できるものと推計しております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、環境部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

鋪田委員

先ほどの斎場再整備事業費はモニタリング業務委託でありまして、非常に範囲が狭いので、その他事項ということで斎場についてちょっとお伺いしたいと思います。

補正予算の審議等の中で消費税分の利用料の値上げということでは一部反対された方もいらっしゃいましたが、再整備そのものについ

ては、全会派、全議員が、これまで賛意を示して可決をしてきたところでもあります。

とはいっても、こういった施設については、誰でもウエルカムといいますか、受け入れる地域にとってはウエルカムではないところもあり、非常にナイーブな問題はあるのだろうなと思います。

開設以来、長い間この地元の方々には受け入れていただいております。ここで1点申し上げたいのは、人の死というのは、けがれとかということと言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、これはむしろその方がどう生きてきたかということ、この死を機会に御遺族の方々に伝えていく1つのきっかけという側面もあって、私自身は決してけがれとかそういうふうには受けとめておりません。ただ一方で、非常にナイーブな問題ですので、いろいろな考え方を持たれていらっしゃる方もいるのだろうなというふうに思います。そのことを踏まえてちょっと質問したいと思います。

事業着手に当たりまして、工事関係者やPFI事業者による説明に加えて、市もその説明をしていくというようなことはこの間の整備スケジュールの中でも少しおっしゃっていたのですが、市として事業着手に当たっ

て、今後そういったことにどのようにかかわっていくのかについて質問をさせていただきます。

環境部長

さきの補正予算の採決では契約案件に御起立をいただきまして、いよいよ新年度から設計に着手するということになります。

そこで、平成31年度中に一部工事の着手ということを予定されておりますけれども、今ほど委員から御質問のございました工事に際しましては、町内の中を工事車両が通過することなども含めまして、当然事前に丁寧な御説明を申し上げなければならないということはそのとおりだと思っておりますし、その施設の概要みたいなことも、こういった設備を備えるか、こういった機能を持たせるかというようなことにつきましても、御説明をする機会は設けなければならないというふうに思っております。

一義的にはPFI事業者、SPC（特定目的会社）が行うことになりましたけれども、当然環境部としてもその席に同席をいたしまして、御説明の場に参画するというようなことを思っております。

鋪田委員

その辺をしっかりとお答えいただいております。

今、施設の概要についての説明という話もありましたけれども、こういった施設については、私たちも委員会や会派で全国の斎場の整備を視察してまいりまして、昔とは随分イメージが違う、中には美術館のような建物もあったことは委員の方々も記憶にあるかと思えます。

そういった建物そのものの外観面、あるいはその施設全体の景観面について、これもやはりいろいろな配慮をしていくというのが全国的なトレンドだと思うのですが、配慮すべき施設の特徴ですとか、外観、景観についての特徴について、どのようにつくっていかうとされているのか、その考え方について御所見を伺います。

環境部長

最近建設されました斎場については、議会のほうでも何回も御視察に行っておられることも承知しておりますし、職員も視察に行っております。大変きれいなといいますか、すばらしいといいますか、景観にすぐれた施設が最近の建物であるということは承知しております。

このたび整備いたします斎場につきましても、景観には十分に配慮しなければならないと思っております。色調ですとかデザインその

他を含めて、まず周辺環境になじむということ、これはまず一義的には守らなければならないことだろうと思っておりますし、立山連峰がちょうど背後に見えるような位置関係にございますので、立山連峰との一体感といたしますか、立山連峰を決して邪魔しないといたしますか、そういった形の景観、外観にということも配慮しなければならないなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、なじむといたしますか、周りの景色とか雰囲気とか、そういったことには当然配慮しなければいけないなと思っておりますので、これから詳細な設計ですとかそういったものに入りますけれども、その中でも十分に私どもの意見も取り入れながらということだと思っております。

鋪田委員

これまでの委員会でも、地元に対する説明のことなどが話題として出ております。その辺、議会から出たさまざまな意見とか、これまで住民の方ともいろいろ接触はされていると思いますが、景観等を含めて、これについてはしっかりと取り組んでいただきたいという注文をつけておきたいと思えます。

それと、内部の話ではあるのですが、これもいろいろ過去に委員会の中で議論しております

したけれども、例えば所得の低い方々が葬儀できる環境、あるいは最近では家族葬というのが非常に増えてきておりますし、加えて、これはいろいろな意見があるのですが、斎場の中には、あえて式場を持たない小規模事業者にも配慮が必要だということで、そういうスペースを設けたりと、いろいろな要因の中からそういった要望もあって、これまでも議会の中でもやりとりしていましたが、改めて、そういった方々への配慮というのはどのように考えておられるのか見解を伺います。

環境部長

今御指摘ございました葬送習慣につきましては、非常に変化しております、家族葬ですとか直葬というような形での葬儀、法要が営まれることが大変多くなっていることを承知しております。

今までの小規模のそういったものを対象にした葬祭業者のみならず、大手の葬祭業者もそういったところにビジネスチャンスを見出して、独自に会館を、そういった小規模のものを用意しておられる葬祭業者もあるやにもお聞きしております。

富山市の基本的な考え方といたしまして、民間でそういったことをやっておられる皆さんのお仕事に邪魔になるような一民業圧迫とい

うような言葉でよく代表されますけれども一
そういったことについては一義的には控えま
しょうというのが市の基本的なスタンスでは
ございます。とは申せ、本会議でも少し御答
弁を申し上げておりますが、生活に困窮なさ
っている方、経済的に大変苦しい方々が、で
は最後、人生の終えんを迎えるときに、葬儀
も挙げられないのかと。そういうようなこと
があっては、それは行政としてまことに忍び
ないことだろうというふうに思っております。
ほかの御視察されたいろいろな斎場には、法
要室ですとか式場というふうな、看板を掲げ
てそういった整備をされておられるところも
あるやにお聞きしています。それはその市そ
の市のお考えだろうと思っております。
今回富山市で整備する斎場につきましては、
先ほど申しました民業圧迫ということにも少
し配慮しながらではございますけれども、多
目的室という部屋を1室用意をいたします。
これは多目的でございますので、まさに読ん
で字のごとくでございます。いろいろな用途
でお使いいただけるという部屋を御用意いた
しますので、そこはひとつ行間を讀んでいた
だきたいなと思っておりますけれども、決して
そんなことはできませんよという答弁では
ないというふうに御理解を、そういう小さな

葬祭業者、経済的に困窮なされている市民の方々を全く排除するような施設ではないということは、私の今の答弁でお感じいただけるというふうに思っております。答弁はこういう形でさせていただきたいと思えます。

鋪田委員

最後に、この件で1点。

先ほど冒頭でも言いましたように、全会派でこれまで賛意を示してきた再整備ということで、我々議会としても、これは大変重くといいますか、しっかりと受けとめなければいけないと思うのです。次に、この新しく整備する斎場の、例えば火葬炉ですと大体一般的には15年前後の耐用になる方針、あるいはPFIの期間も今回20年ということで、それぞれ節目節目があるわけでありまして、その節目節目に当たって、やっぱり重要なタイミングで準備といいますか、地元の方々にもきちんと御説明をしていく必要があるというふうに思っておりますが、この点については、部長はどのようにお考えですか。

環境部長

斎場はいろいろな設備を備えるわけですが、やはり一番大きいのは火葬炉だろうと思っております。ほぼ毎日稼働する設備でございますので、やはり著しく傷むという

ことで、今御案内にありました大体15年から20年程度が一つの寿命だというふうに言われております。

寿命が来てから、壊れてからということはなかなか難しいので、予防、修繕的なものも当然必要になってくるかなと思っております。当然これは、予算ということが絡みますので、議会の議決ということが必要になってまいります。議会の皆さんと歩調を合わせながらということになりますけれども、そういった大規模なもの、それから節目節目のもの、火葬炉の修繕のみならずですけれども、そういったものにつきましては、地元の皆さんにも当然情報を周知しながら、議会と歩調を合わせるということで御説明を申し上げたいと思っております。

さらに、PFIの契約期間は20年ということですが、まさに今契約したばかりでございまして、20年後どういう姿になるか、今ここでは私も全くわかりませんが、近づいてまいりましたら、こういった形でその20年から先を運営していくかということも議題になってくると思っております。そこら辺につきましても、これもまた議会と歩調を合わせてということになりますけれども、御説明をするということについては行っていき

いというふうに思っております。

村石委員 斎場の関連で、補正予算のときに環境保全課長が答えられたように、今までも地元の町内会というか、自治会とは話をしているということだったので、これを今後続けるときに、基本的な考え方は、いろいろな質問に答えると同時にその自治会、町内会の思いをしっかりと聞いていただくというようなことが大事だと思います。このことがこれからの工事について、あるいはずっとこれからの未来、何十年後にもつながると思うので、そのような立場で話し合いを持ってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

環境部長 御説明につきましては、今ほど御答弁申しましたとおり、適時適切なタイミングで行いたいというふうに思っております。その中でどういう話し合いができるのかということは、その都度検証していきたいというふうに思っております。

木下委員 SDGsなのですけれども、私もこのカラフルなバッジをつけさせていただいて、自分でも生活の中で実践をしていきたいと思っています。

SDGsの推進については、理解者と参加者、実践者を増やすことが一番大切だと考えていますが、富山県や県議会、ほかに県内各市町村やその議会へと協力の輪を広げていくことも大切ではないかと考えているのですが、考えをお聞かせください。

環境部長

SDGs未来都市は、全国で29都市御選定をいただいたところで、富山市がその1つでございますが、ちょっと今の委員の御質問の真意ははかりかねるところなのですが、各市町村、富山県とSDGsの動きを連携してやっていけばどうかと、こういう御質問の趣旨でよろしいですか。

木下委員

はい、理解とかを広げていくということですね。

環境部長

決してほかの市町村、県とは一切協力しませんよという立場にはありませんけれども、それぞれの都市で、平成31年度にも県内の、もしかしたらどこかの市町村がSDGsに名乗りを上げられるかもしれない—富山県を含めてでございますが—情報は一切入手しておりませんが、そういった方々がいらっしゃる中で、富山市と連携といいますと、今

の富山市のSDGsモデル事業というのは、あくまで富山市の中で完結する仕事を列挙してあるわけでございますので、直接的に何か、では、どこかの市町村と一緒にこの事業をやりましょうみたいなことにはなかなかならないのかなというのが私の感触であります。直接的や間接的に、例えば情報の共有ですとか提供ですとか、そういうようなことは、もしかしたらあるのかもしれませんけれども、今位置づけているモデル事業を、特定の市は申し上げませんが、A市さん、うちのモデル事業と一緒にやりませんかみたいなことにはなかなかならないのではないかなというふうな御答弁でございます。

木下委員

もう1点なのですけれども、富山市は環境政策に対して大変意欲的に取り組んでいる都市だと、私も議員になって、いろいろ資料を読んで感じております。SDGs未来都市、環境未来都市、環境モデル都市、エネルギー効率改善都市などです。

せっかくこういうすばらしい取組みをされていることから、だんだん政策が増えてくるとわかりづらくなっていくというか、見た方がぱっと、どういう政策なのだろうというのがなかなかわかりづらくなっていくのかなとい

うこともちょっと懸念しております。

そこで、これらの環境政策をそれぞれの関連性を踏まえながらわかりやすく伝えていく努力、工夫というのが大事なのではないかと思っているのですが、その点に関してはいかががお考えですか。

環境部長

市民の皆様にとって、SDGs 未来都市があって、環境未来都市があって、環境モデル都市があって、どこがどう違うんだみたいなことをわかりやすく説明しなさいという御趣旨のお尋ねであろうなと理解いたしますけれども、十分ではないかもしれませんが、広報ですとかホームページではそれぞれの計画について説明をしておりますし、御要請があれば出前講座という形でいろいろな御説明もしているところでございます。

SDGs が今一番新しいといえますか、直近の計画でございまして、では環境未来都市、環境モデル都市はもうやめるのかといえますと、そういうことではもちろんないのですけれども、やはり直近のSDGs というものに今は力を入れていると。

その中で当然、環境未来都市とも関連するものはございますので、そういったものは発信の仕方として、ここは例えば環境未来都市の

ここなんだよというようなことができればそういうことも反映していききたいなというふうに思っております。

久保委員

部長に大変難しい質問にお答えいただいて、市の所管事務を超えて他市町村の議会に対しての働きかけと言われても、多分部長の立場では何ともしがたいと思いますので、そこはかわって自民党が各議会の議員の皆さんにSDGsの取組みのすばらしさを伝えていかなければならないのだろうなと思っております。今、所管の話をしたのですけれども、優秀な部長と参事がいると、業務というものが集まってくるのか—もちろんほかの人が優秀でないというわけではないのですよ。

その中で、例えば、今、えごま6次産業化の事業、こういったものをブランディングしていく、国際展開していくことに関しては、これは今後エゴマに限らず、富山市の農林水産物、こういった物を海外展開していくときにも大きなノウハウにつながっていくと思いますし、この国際展開支援事業のJICA以外の部分については環境部でもいいのかなと思いつつ、ただJICAに関しては中小企業の場合ですので、これはその中小企業の情報をより多く持っていて、これも海外に展開した

いといったときには、どちらかといったら商工労働部が所管していくほうが今後スムーズにいろいろなものが進んでいくのではないかなと思っております。

十分な協議を踏まえて今所管されているとは思いますが、環境部がSDGsも踏まえて業務量が大幅に拡大していくことを考えると、もう一度どこかの時点で、このエゴマであったりJICAの関係のところについて、それ以外の部分も踏まえて、所管を改めて検討したらどうかと思いますが、部長の所感をお伺いします。

環境部長

所管はどこかという最後にお尋ねの部分の答弁は一番最後に申し上げることにいたしまして、大変御心配をいただいていることには感謝を申し上げたいと思っております。

例示的に今エゴマの話をしていただきましたけれども、これはまさに御案内のとおり農林水産部ですとか、あと物販ということになりますと商工労働部、物産振興の関係もあります。それから、全体的な交通整理ということであれば企画管理部も当然入ってくるわけですので、エゴマについては、先ほどの村石委員の質問でもお答えした栽培の部分については農林水産部、ただ、環境部としては、

ブランディングですとか、そういった販売促進、普及のところをやっております。

組織というそのお尋ねの部分の答弁に入るわけですが、これは一環境部の部長が組織のことをここで御答弁するわけには実を言うとまいりませんので、これはどちらかというと総務文教委員会で企画管理部長にお尋ねをいただきたい事柄です。

ありがたいお気持ちだということは受けとめておりまして、報道の皆さんも誰もいないのでしたら、久保委員に直で一回お話しはしたいなという気持ちはありますけれども、報道機関の方もいらっしゃる中で私の思いをストレートにここで申し上げますと、これはもう大変な越権行為になりますので、よろしく願いします。

竹田委員

関連する質問なものですから、時間が押しているのですが、あえてちょっとお話をいたします。

先ほどエゴマの供給能力がどうなのかという質問がありまして、何となく尻切れトンぼに終わったかなという印象もあるものですから。ことしのエゴマの不振は、やっぱり1つは猛暑だと……

委員長 簡潔にお願いいたします。

竹田委員 わかりました。

それで、塩地区の例で言うと、ことしはどうも雑草が非常に生い茂ったと。それから、直まきの栽培技術の問題ということで、僕は農林水産部から聞いているのです。

したがいまして、これは環境未来都市関連で言えば環境部なのですが、やっぱり農林水産部との関連をですね—もちろん環境未来都市関連は今の体制をずっとおやりになっていいのですが、農林水産部関連、先ほど久保委員が言った商工労働部関連、現在はこれでいいとしても、その供給力、すなわち、今栽培している農家は、恐らく二桁の数だと思うのですが、私かわからないのは、例えば塩地区の24ヘクタールで健菜堂がやっているのは、これはどちらが所管しているのですか。環境部なのですか。

環境政策課長 農林水産部が所管しております。

竹田委員 農林水産部が所管している。わかりました。そうすると、スマート農業からあの辺は、みんな農林水産部ですね。

しかしながら、私が言った問題提起というの

はそのあたりにありまして、両方とも成功してもらいたいわけですよ。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、環境部所管分を終了いたします。

これで、3月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、平成31年3月定例会の厚生委員会を閉会いたします。

平成31年3月定例会
厚生委員会記録署名

委員長 佐藤 則 寿

署名委員 木 下 章 広

署名委員 島 隆 之